

# 公益財団法人和歌山県市町村振興協会市町村交付金規程

## （趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人和歌山県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が市町村に配分する交付金（以下「市町村交付金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## （交付金の財源）

第2条 市町村交付金は、市町村振興宝くじ（通称：サマージャンボ宝くじ）及び新市町村振興宝くじ（通称：ハロウィンジャンボ宝くじ）の収益金等をもって和歌山県がこの法人に交付する和歌山県交付金を財源とする。

## （交付金の対象事業）

第3条 市町村交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業で、市町村が必要とするものとする。

## （市町村への配分基準）

第4条 市町村交付金は、客観的な指標等による配分基準（別表1）に基づき交付する。

2 市町村交付金の単位は、千円単位（千円未満は切り捨てる。）とする。

3 前項の処理で生じた千円未満の端数の合計金額は、翌年度に繰り越しのうえ翌年度市町村交付金と合わせて配分する。

## （会計処理）

第5条 市町村交付金の会計処理は、公益目的事業会計において処理する。

## （預金利息等）

第6条 市町村交付金の預金から生じる利息等は、翌年度に繰り越しのうえ翌年度市町村交付金と合わせて配分する。

## （交付時期）

第7条 理事長は、市町村交付金を当該年度末までに市町村に交付するものとする。

## （交付決定の通知）

第8条 理事長は、交付金額を決定したときは、市町村交付金決定通知書（様式第1号）により市町村に通知するものとする。

(交付金の支払申請)

第9条 前条の通知を受けた市町村は、市町村交付金支払申請書(様式第2号)により交付金の支払いを理事長に申請するものとする。

(交付を受けた市町村の報告)

第10条 市町村交付金の交付を受けた市町村は、翌年度の5月末までにその用途について、事業実績報告書(様式第3号)により理事長に報告するものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人和歌山県市町村振興協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1 (第 4 条第 1 項)

市町村交付金の配分基準

1 対象となる市町村

県内の全市町村を対象とする。

2 市町村交付金の基礎となる額

市町村交付金の配分の基礎となる額（以下「基礎額」という。）は、第 2 条に規定する県交付金のうち、次による。

(1) 市町村振興宝くじ（通称サマージャンボ）（以下「サマージャンボ」という。）の基礎額は、毎年度 2 億円とし、基金積立運用規程により積み立てた基金から取り崩すものとする。

ただし、予算状況を勘案の上、配分額を理事会において決定するものとする。

(2) 新市町村振興宝くじ（通称ハロウィンジャンボ）（以下「ハロウィンジャンボ」という。）の基礎額は、当該県交付金に相当する額とする。

3 市町村交付金の額

(1) 市町村交付金の額は、均等割（市町村数）及び人口割により交付する。

(2) 当該基礎額の配分割合は、均等割 30%、人口割 70%とする。

(3) 均等割に用いる市町村数は、平成 16 年度配分で使用した市町村数の  $1/2$  と、当該年度の 10 月 1 日を基準とした市町村数の  $1/2$  を合算した数とする。

(4) 人口は、当該年度の 10 月 1 日現在の県推計人口とする。

ただし、国勢調査の年においては、国勢調査速報を用いる。

様式第 1 号（第 8 条）

（公財）和振第 号  
年 月 日

各 市 町 村 長 様

公益財団法人和歌山県市町村振興協会  
理 事 長 ⑩

市町村交付金決定通知書

年度（公財）和歌山県市町村振興協会市町村交付金（サマージャンボ分またはハロウィンジャンボ分）を、本協会市町村交付金規程に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2. 交付年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

3. 留意事項

(1) この交付金の対象となる事業は地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条に規程する事業であること（別紙参照）。

(2) 交付金の支払申請・実績報告等の事務手続きは、市町村交付金規程によること。

(3) この交付金の支払申請は、\_\_\_\_\_ 年 月 日までに行うこと。

様式第2号（第9条）

第 号  
年 月 日

公益財団法人和歌山県市町村振興協会  
理事長

市 町 村 長 ㊟

市町村交付金支払申請書

年 月 日付、（公財）和振第 号で決定通知のあ  
った 年度（公財）和歌山県市町村振興協会市町村交付金（サマ  
ージャンボ分またはハロウィンジャンボ分）について本協会市町村交付  
金規程第9条の規定に基づき下記のとおり支払を申請します。

記

1. 支払申請金額 \_\_\_\_\_ 円

2. 振 込 先 \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店

預金種目 \_\_\_\_\_ 普通・その他（ \_\_\_\_\_ ）

口座番号 \_\_\_\_\_

名 義 人 \_\_\_\_\_

※ 担当課名 \_\_\_\_\_ 課 担当者名 \_\_\_\_\_

様式第3号（第10条）

第 年 月 日 号

公益財団法人和歌山県市町村振興協会  
理事長

市 町 村 長 印

事業実績報告書

年度（公財）和歌山県市町村振興協会市町村交付金（サマージャンボ分またはハロウィンジャンボ分）の用途について、市町村交付金規程第10条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 交付金額 \_\_\_\_\_ 円

2. 使 途

事業種目	（※事業番号で記入）		
事業名			
事業費	円	充 当 額	円
事業目的及び 事業概要			

（注1） 事業種目については、別紙の「地方財政法第32条に規定する事業」の項目から選択して事業番号を記入してください。

（注2） 充当事業が複数ある場合は、この用紙をコピーして、2. 用途のみご記入頂ければ結構です。

地方財政法第 3 2 条に規定する事業

公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業

- (事業 1) 国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業
- (事業 2) 地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであって総務大臣が当せん金付証票に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業
- (事業 3) 地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業
- (事業 4) 衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業
- (事業 5) 美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業
- (事業 6) 大規模な風水害、地震、津波、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防に係る事業
- (事業 7) 地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業
- (事業 8) 特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業
- (事業 9) 地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業
- (事業 10) 地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業
- (事業 11) 令和 9 年に開催されるワールドマスターズゲームズ 2 0 2 7 関西の準備及び運営に係る事業

公 共 事 業

- (事業 12) 公共事業